

## 第7-5表 労働災害の度数率

Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents

日本 JPN

度数率 <sup>1)</sup> Incidence rates	2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
調査産業計 <sup>2)</sup>	Total industries surveyed							
事業所規模(常用雇用者数)	Establishment size=number of regular employees (persons)							
100+	1.82	1.95	1.61	1.62	1.59	1.58	1.66	1.61
30-99	3.52	3.34	2.57	2.59	2.74	2.87	3.01	2.90
総合工事業 <sup>3)</sup>	Contractors							
	1.10	0.97	1.56	0.85	0.83	1.25	0.91	0.92

資料出所 厚生労働省(2016.10)「平成27年労働災害動向調査」

(注) 1) 「度数率」とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。

度数率=(労働災害による死傷者数/延べ実労働時間数)×1,000,000

「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、休業1日以上を負傷または疾病(但し、疾病は、いわゆる災害性疾病に限り、業務上の疾病であっても、食中毒、伝染病及び疾病の発生が遅発性のものは除く)及び死亡をいう。なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

2) 調査産業計は建設業(総合工事業)を除く。2008年より医療・福祉(一部の業種に限る)を含み、複合サービス事業(郵便局に限る)を除く。また、国営の事業所を除く。2011年より農業を含む。

3) 総合工事業とは、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上の工事現場である。事業所規模100人以上。

アメリカ USA

度数率 <sup>1)</sup> Incidence rates	2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
産業計 <sup>2)</sup>	Total private industries surveyed							
	6.1	4.6	3.5	3.5	3.4	3.3	3.2	3.0

資料出所 U.S.Bureau of Labor Statistics (2016.10) *Workplace Injuries and Illness 2015*

(注) 1) フルタイム労働者100人の年間延労働時間(20万労働時間=100人×40h×50週)当たりの傷病者数(死亡者数は含まない)の比率。

度数率=(負傷者数/延べ労働時間数)×200,000

2) 調査対象は1人以上の労働者を雇用している事業所が対象である。(但し、農業生産のみ11人以上の労働者を雇用している事業所が対象)